

「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」と 「身体介護が中心である場合」の適用関係について

利用者の外出に係る介助については、「通院等乗降介助」又は「身体介護中心型(通院・外出介助)」により算定します。

1、通院等乗降介助を算定する場合

要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

- 要支援1・要支援2の方については、「通院等乗降介助」は算定できません。
- 「通院等乗降介助」を算定する場合には、「身体介護中心型」の算定はできません。

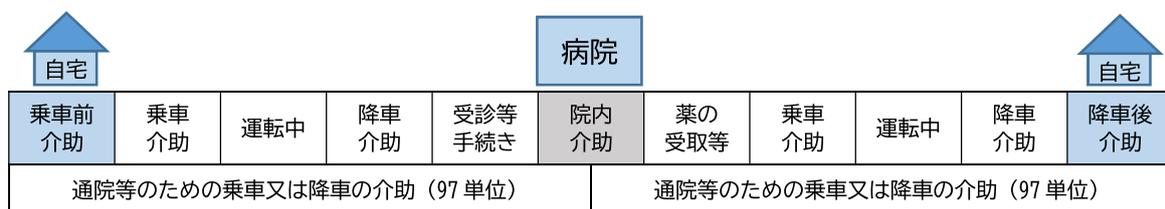
[① 行き+帰りの乗降介助を行う場合]

要介護1~5



[①' 行き+帰りの乗降介助、院内介助を行う場合]

要介護1~5

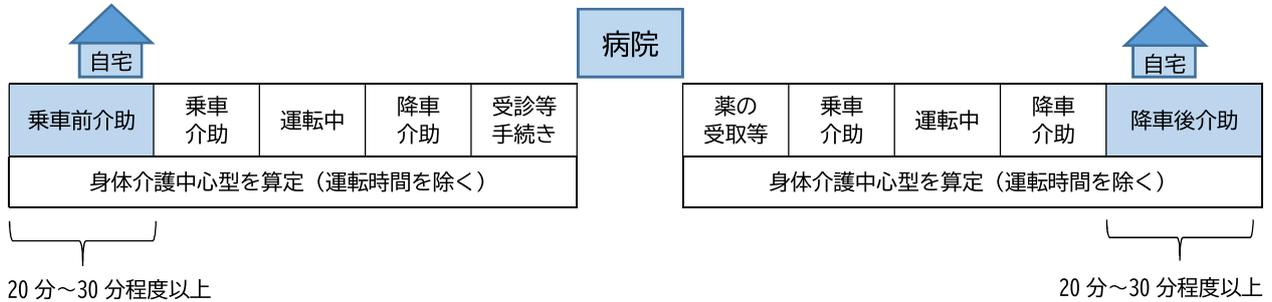


※「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価

2、身体介護中心型を算定する場合

[① 要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。]

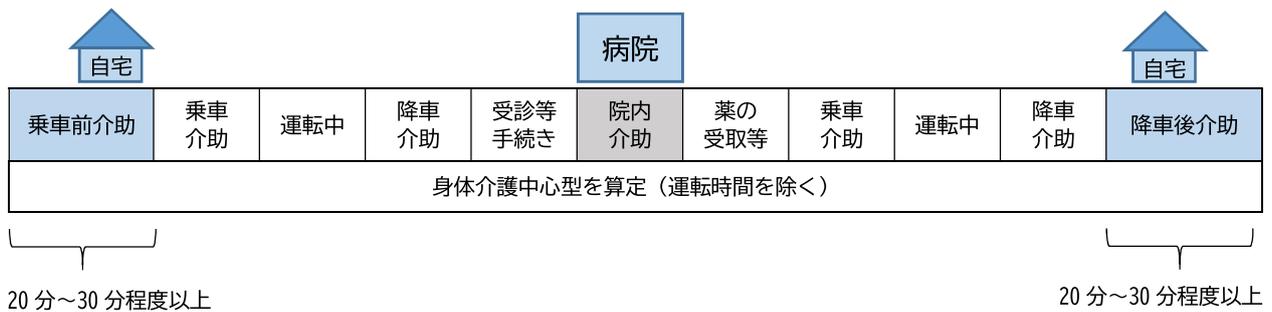
要介護4・5



[①' (①)のパターンで院内介助を行う場合]

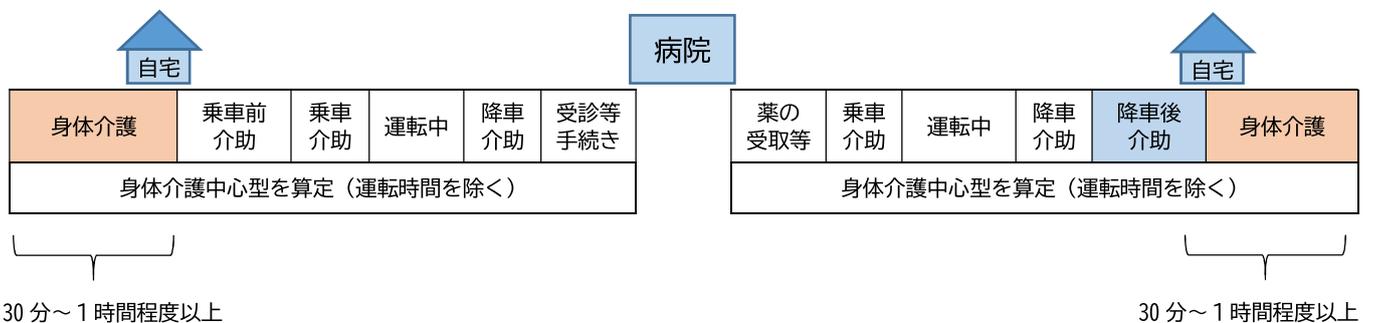
※ 院内介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきであるが、場合により算定対象となる。

要介護4・5



[② 外出に直接関連しない身体介護(例:入浴介助・食事介助等)が行われた場合には、所要時間が30分から1時間程度以上の場合に限り身体介護を算定できます。(所要時間は外出に直接関連しない身体介護と通院・外出介助を通算します)]

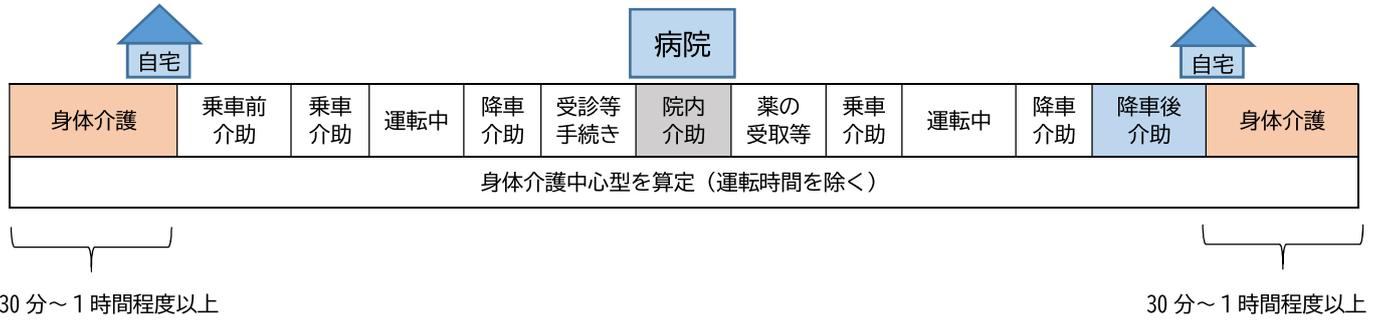
要介護1～5



[②' (②)のパターンで院内介助を行う場合]

※ 院内介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきであるが、場合により算定対象となる。

要介護1～5



※参照 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について(平成15年5月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号)